第24回期 第37回浅川町農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和5年7月19日(水) 午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室
- 3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

		••••		, .	• ,—		•	, -,	
会		長				1 0 智	<u>\$</u>	江田	久男
会長職務代理者						9 智	<u>\$</u>	八旗	正紀
委		員				1 智	<u>\$</u>	小針	充則
	同					2	<u>\$</u>	酒井	秀忠
	同					3	Š	鈴木	政吉
	同					4	F	関根	辰三
	同					5	\$	佐川	健二
	同					6	\$	小室	勝弘
	同					7	F	薄井	良男
	同					8	Š	鈴木	勝志
推	進 委	員	(;	浅川	•	滝 輪)	石塚	隆晴
	同		目)	皀白ィ	5 • 礻	畐貴作	F)	我妻	秀雄
	同		({	簑 輔	j • :	袖 山)	小針	弘之
	同		(大		草)	佐川	光一
	同		(<u>F</u>	東大	畑•	畑田)	白川	清一
	同		(/	小 貫	· 太	田輔	j)	近藤	近
	同		(Щ	白	石)	生田目	重好
	同		(IJ)	鈴木	輝雄
	同		(染)	岡部	多重
	同		(中	根	松)	市川	喜一

- 4 欠席委員(推進委員1人) 推 進 委 員(里白石・福貴作)小宅 善一
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第78号 農業遺影板強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画の作成に対する決定について 1件 6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長

一同ご起立願います。礼、着席願います。

それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。

会 長

ただいまから第37回浅川町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会が委員としての職責の最後の総会となります。最後の議案も滞りな く審議していきたいと思います。

本日の提出される議案は3件です。皆さまには慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、あいさつといたします。

本日の出席委員は10名中10名です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第37回浅川町農業委員会総会は成立しました。

なお、推進委員の出席は11名中10名です。

議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、 会長指名することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

異議なしと認め、6番 小室勝弘委員、7番、薄井良男委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木 主事を指名いたします。

会 長

それでは、議事日程第3、議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請 に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。

事務局長

【議案朗読】

会 長

議案第76号①について、東大畑・畑田地区推進委員の白川清一晴委員の調査報告及び意見を求めます。

白川委員

はい。畑田・東大畑地区担当の推進委員白川清一です。 先月も、今回が最後だということでお話いたしましたが、最後の最後まで

 副担当の小室勝弘委員及び、譲受人 ****さん、行政書士の*****の*
さんの立会の元、現地にて調査してまいりました。なお、譲渡人の**
さんについては電話で問い合わせいたしましたところ、遠方のため***さん
に任せますとのお話しでしたので、それをもって確認したとしております。**
さんと**さんは叔父と甥の関係にあり、今回のこの土地については、
さんが遠方のため長い間さんが耕作している畑となります。**さんは歳をとってきたため、このへんで土地を整理したいと考えまして、ずっと管理してくれております利光さんに譲渡を考えたそうです。利光さんについては面積は少なくなりますけれどもこれまでどおり耕作したいとおっしゃっておりました。以上のことから、農地法第3条第2項の1号からから6号まで何ら問題なく、許可相当であると思われますので、ご審議の程、よろしくお願いします。以上です。

会 長 事務局より補足説明をお願いします。

事務局長 それでは、補足説明いたします。

今回の申請については、譲渡人である****さんと譲受人である****さん親族同士であります。親族間での所有権移転となり、譲受人の経営主体は水稲でありますが、今回取得する農地については、畑として利用するということです。また、農業従事日数、大農機具数等を確認し十分農業に従事できる環境であります。以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です

会 長 地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第76号①について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会長異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。

議案第76号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 全員賛成ですので、議案第76号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。

次に、議案第77号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。

事務局より議案の朗読を求めます。

事務局長【議案朗読】

会長

議案第77号①について、東大畑・畑田地区推進委員、白川清一委員の調査報告及び意見を求めます。

白川委員

はい。東大畑・畑田地区担当推進委員の白川清一です。

議案第77号農地法第5条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。

この場所は先ほど申し上げました第3条①の江田利光さんの地続きの北側にある場所になります。譲渡人 茨城県那珂郡東海村 ****さん、譲受人**
*****番地 ****さん以下記載のとおりです。7月8日、先ほどの第3条①の調査終了後引き続き、地区副担当の小室勝弘委員及び、譲渡人の代理人である****さん、譲受人 **さんは用事があり来られなかったため代理人の行政書士の*****の***さんの立会の元、現地にて調査してまいりました。

****さんは皆さまご存じのとおり不動産業を営んでおり、宅地分譲地として利用するために買い受けたいとのことでした。この場所はバイパスから役場方面への道路ができ、浅川町においても開発が進んでいる所でもありまして、**
**さん曰く、今後も浅川町の発展のために事業に邁進してまいりたいともおっしゃっておりました。

調査事項にあります、一般基準の申請の目的、実現の確実性に関する項目及び、 周辺の営農条件への支障に関する項目、その他の項目に該当する項目はなく。今 回の提案については何ら問題がないものと思われますので、ご審議をお願いしま す。以上です。

会 長

それでは、事務局より補足説明をお願いします

事務局

それでは、補足説明いたします。

まず、立地基準については、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が50m以内の間隔で50戸以上連坦している市街地内にある農地ということで農地転用基準の3種農地と判断しました。

次に、一般基準の各項目についてですが、

転用目的は、建築条件付き宅地分譲であり適当であると思われます。

転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金 証明も添付されており問題ありません。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。

許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、工期は令和7年2月28日までとされており該当しません。

行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可 しないことになっておりますが、道路法など許可見込であり該当しませ ん。

法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は 許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しませ ん。

申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用でき

る見込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画の ため該当しません。

事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、宅地分譲敷地として適当な面積であり該当しません。

申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、建築条件付き宅地分譲であり、期間内にすべての区画が売買され住宅が建築されなかった場合は、皆様にお配りしている土地利用計画図のとおりに、譲受人が住宅を建築する条件となっておりますので問題ありません。

転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用用排水 施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないこ とになっておりますが、周辺に農地はなく支障ありません。

なお、汚水は既存の公共下水道に排出し、雨水は位置指定道路側溝を経由し西側道路側溝へと排水する計画となっております。

以上です。

会 長

地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第77号①について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

異疑なしと認め、農業委員の採決いたします。

議案第77号①について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手 をお願いします

《举手全員》

会 長

全員賛成ですので、議案第77号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。

次に、同じく議案第77号、農地法第5条②について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。

事務局

【議案朗読】

会 長

議案第77号②について、小貫・太田輪地区推進委員、近藤近委員の調査報告 及び意見をもとめます。

近藤委員

はい。小貫・太田輪地区担当推進委員の近藤です。

議案第77号農地法第5条②について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。

 日午後3時より、地区副担当の薄井委員及び、譲渡人、譲受人の立ち合いの元、 現地にて調査してまいりました。

****さんと*****さんは****さんの孫でありまして、申請の理由は物置、駐車場を作りたいということで、****さんの土地を譲与するということにしたそうです。

調査事項にあります、一般基準の申請の目的、実現の確実性に関する項目及び、 周辺の農地・営農条件への支障に関する項目、その他の項目に該当する項目はな く。今回の提案については何ら問題がないものと思われますので、ご審議をお願 いします。以上です。

会 長

それでは、事務局より補足説明をお願いします

事務局

それでは、補足説明いたします。

申請地の選定理由ですが、譲渡人である矢内圭子さんは、譲受人である *****さんの祖母であり、祖母から土地提供の申し出により、農地で はありますが選定したとのことです。

まず、立地基準となる農地の区分につきましては、おおむね500m以内に役場などの公共施設がある区域にある公共施設近距離区域内農地ということで農地転用基準の第2種農地判断しました。第2種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合に許可されることとされておりますが、自宅に近いことや安全に敷地内での車両移動が出来ること等の面から選定されており、適当であると思われます。

一般基準の項目についてですが、

転用目的は、駐車場及び物置敷地として利用するためです。

転用に必要な資力、信用については、全額自己資産で賄う計画であり資金証明も添付されています。

権利を有する者の同意状況ですが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権設定等はされていないため該当しません。

遅滞なく申請用途に供するかどうかですが、工期は令和5年10月31 日までとなっており、許可後は速やかに取りかかる見込みです。

申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しません。

事業目的に対しての申請面積ですが、自家用車2台、来客用3台の駐車 場及び物置、その他敷地内通路等として適当な面積であるため該当しませ ん。

行政庁からの免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は 許可しないこととなっておりますが、協議を要するものがなく該当しませ ん。

転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用用排水 施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないこ とになっておりますが、地表は砂利で固め、南側に素掘り側溝を設けるた め、土砂等の流出はなく、汚水は発生せず、雨水は自然浸透させ、周辺農業用施設への影響はないものと考えます。

以上です。

会長

地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第77号②について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会長

異疑なしと認め、農業委員の採決をとります。

議案第77号②について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手 をお願いします

《挙手全員》

会長

全員賛成ですので、議案第77号、農地法第5条②は許可相当と意見決定いたします。

次に、議案第78号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画の作成に対する決定ついて上程いたします。

事務局より議案の朗読、及び説明を求めます。

事務局長

【議案朗読】

会 長

この集積計画に対して里白石・福貴作地区推進委員、我妻秀雄委員の意見を求めます。

我妻委員

里白石・福貴作地区推進委員の我妻秀雄です。

只今の集積計画(1)につきまして意見を申し上げます。

今回の利用権の設定を受ける*****さんにつきましては、認定農業者で専業農家であります。**さんと**さんは親戚同士。また、この水田につきましては、**さんの親の代から20数年間借り受けて水稲作付けしています。**さんの現在の農業経営状況から見て、今回の集積計画の内容はなんら問題のないものと考えます。以上です。

会長

事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第78号①について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。

議案第78号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに 賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)

会長

全員賛成ですので、議案第78号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。

次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか

会長

無いようですので、事務局よりお願いします。

鈴木主事

総会終了後にこの場で写真撮影を行います。そのまま、待機していただきますようお願いします。以上です。

会長

それでは、以上を持ちまして第37回浅川町農業委員会総会を閉会いたしたい と思いますが、私から第24回期の終了にあたりましてごあいさつ申し上げたい と思います。

第24回期の最後の総会も満場一致をもって決定し、無事終了できました。最 後にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

第24回期の農業委員として37回の総会を開催し、78号までの提出された 議案、審議を重ね委員の皆様には慎重かつ円滑なご審議をいただいまして、全議 案決定することができました。誠にありがとうございます。3年間の任期中、人・ 農地プランの作成。農地パトロールでは地区割による全員での現地確認、稲作の 作況調査等では暑い中での活動でした。感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、許可申請の確認では三密を避けながらマスクしての申請者からの聞き取り調査、現地確認、本当に細心の注意を払いながらの調査だったかと思います。

事務局長、事務局員におかれましては、事前の打ち合わせ等に大変お世話になり、総会運営、調査等においてスムーズな会議運営、調査が出来ましたこと感謝申し上げます。

明日から新体制が発足し、農業委員から2名、農地利用最適化推進委員から2名の方が引き続き活動されます、今までの経験を活かし、なお一層のご活動を期待いたします。今まで、計画はあってもコロナ禍で実施できない状況にありました旅行を最後の年ということで、2月に四国旅行を実施いたし、和気あいあい思い出に残る旅行であったろうと思います。その旅先で北海道真狩村と交流があり、真狩村の特産品である、バウムクーヘンと長いもと2回も送っていただきました。袖振り合うも他生の縁、ちょっとした出会いではありましたが、偶然ではなく深い縁があるのではなかろうか、大切にしていきたい思うところです。

最後にこの3年間委員の皆さまと一緒に活動してまいりまして、意気投合しあった委員同士、それぞれの地域での活躍をご祈念申し上げ挨拶といたします。ありがとうございました。

事務局長

ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会	会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。	
浅川町農業委員会	会長	(F)
同	議事録署名委員	(II)
同	議事録署名委員	